

事業継続計画

一般社団法人 愛知県作業療法士会
更新日:2026年1月(改定中)

初回作成日:2022年12月

目次

1. BCP策定目的
2. 愛知県作業療法士会の事業
3. 愛知県作業療法士会の目的
4. BCP基本方針
5. 重要業務と目標達成時間
6. 組織体制
7. 事前の対策

- 8. 初動対応
- 9. 災害時の対策
- 10. BCPの訓練・見直し

1. BCP 策定目的

愛知県作業療法士会の事業継続あるいは速やかな事業復旧再開を目指すため平常時の体制や非常時の体制を取り決めることを目的とする。

2. 愛知県作業療法士会の事業

- ①作業療法の研修会等の開催に関する事業
- ②作業療法の調査研究に関する事業
- ③作業療法の刊行物の発行に関する事業
- ④作業療法の普及指導に関する事業
- ⑤作業療法士の社会的地位の向上に関する事業
- ⑥内外関係団体との提携交流に関する事業
- ⑦その他当法人の目的を達成するために必要な事業県民の健康増進、疾病及び障害の予防並びに高齢者及び障害者支援等に資する事業
- ⑧大規模災害等により被害を受けた人の自立生活回復に向けた支援を目的とする事業
- ⑨その他、法人運営や会員管理などこの法人の目的を達成するために必要な事業

3. 愛知県作業療法士会の目的

愛知県内に勤務又は居住する作業療法士の研鑽と、作業療法の普及発展を図り、地域医療、福祉の向上に資すること

4. BCP基本方針

- ①職員、士会員及びその家族の安全と安心を支える。
安否確認方法、支援体制整備のための情報把握方法
- ②県民への協力体制の確保
復興期における支援体制及び受援体制の構築、行政機関等との連携体制構築

③県民の健康を守る

5. 重要業務と目標達成時間

- ①職員、士会員及びその家族の安否確認、地域の被災状況の確認(1週間以内)
- ②士会事業毎の継続・中止・延期の判断(可及的速やかに)
- ③支援受援体制の構築(1週間以内)
- ④避難所等への支援(2週間以内)

6. 組織体制

①災害対策本部の設置検討

＜事業継続計画(BCP)の発動条件＞

- ・震度5強以上。
- ・地震以外でも被災した地域の被害が`大きく、会員の安否確認が`行えない。
- ・避難所が`複数開設され、長期間避難所が`開設されると予想される場合に協議のもとBCP発動の意思決定を行うことを原則とする。

＜災害対策本部の設置＞

- ・BCPが`発動された場合は基本方針に従い、下記の災害対策本部組織を立ち上げ`、業務を適切に実施する。
- ・㊦代表理事、㊩業務執行理事(副会長)、㊵事務局長、㊥災害対策委員長で災害対策本部の設置の要否について決定する。(㊦-㊥全員で設置の判断を行うが、被災状況により判断ができない場合は、㊦-㊥の順位に応じて判断を行う)

＜災害対策本部の設置場所＞

- ・オンライン上(メーリングリストの活用)
- ・理事所属施設
- ・県士会協力可能な事業所

※支援物資等の保管先として、上記施設・事業所に適宜依頼していく。

災害対策本部は前述の5の①-④の重要業務の実施の要否を判断する

- ・参集対象者:災害対策本部構成メンバー
- ・事前に各理事等へ安否確認、参集可否などについての確認を行う
- ・連絡方法:①Gmailでフォームから全体に連絡(理事会メーリングリスト使用)
②返事のない場合は直接事業所に電話にて確認を行う。
(連絡一覧は県士会にあるため、県士会から情報を得る)

②災害対策本部の組織と役割

役職	役割
代表理事	統括責任者
副代表理事	統括責任者の補佐
事務局長	外部からの支援等の窓口
災害対策委員長	三役・事務局長の補佐

災害対策委員	災害対策委員長の補佐 県内の被害状況の把握と情報交換 (Googleフォームの発信受信、伝言ダイヤルの確認)
--------	--

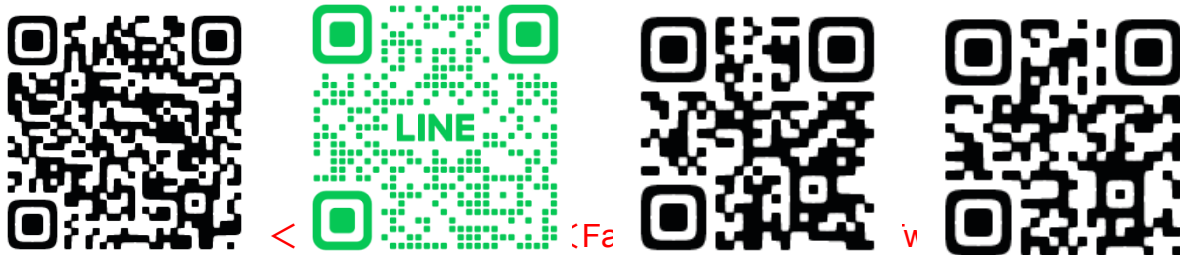
③重要業務

- ㊦ 職員・士会員の安否確認および地域の被災状況の把握(発災後1週間以内を目安)
- ・ホームページ、県士会LINE、Facebook、X(旧Twitter)を通じて、安否確認および被災状況の報告を呼びかける。
 - ・上記手段で確認が困難な場合は、電話等による個別連絡を行う。
 - ・安否確認の詳細手順や報告フォーム等は、以下のリンク・QRコードより確認可能。
- ※PT・OT・ST間での連携体制については、決定次第、広報予定。

- ㊧ 士会事業の継続・中止・延期の判断(可及的速やかに)
- ・各事業の進捗状況や実施可否について、関係者間で速やかに情報共有を行う。
 - ・会員への情報発信は、ホームページ、県士会LINE、Facebook、X(旧Twitter)等を活用する。
 - ・状況に応じて、情報を「しゃちほこタイムス」等の広報媒体でも発信する。
(各広報媒体へのアクセスは、以下のリンク・QRコードを参照。)

○情報発信ツール一覧(安否確認・広報共通)

- ・ホームページ
<https://sites.google.com/aichiotkenshikai.page/index/Home?authuser=0>
- ・県士会LINE
<https://page.line.me/779duwnd?openQrModal=true>
- ・Facebookページ
<https://www.facebook.com/aichiot>
- ・X(旧Twitter)
<https://x.com/AichikenOT>



④優先する事業

下記の判断基準にて、事業を優先して継続する

- A: 優先される事業
- B: 委託先の判断で優先される事業
- C: 県士会の判断で優先される事業
- D: 正常な運営に戻り次第再開される事業

(優先度 高いA→D低い)

再開については、三役と事務局にて優先度を参考に随時判断

法人 管理 運営 部門	事務局	○総務➤A (平時の業務としてはC、災害時に関わる業務はA) ○財務➤C ○法人運営委員会➤災害時の通達等により判断 ○リーダー養成委員会➤C ○規約委員会➤D ○表彰選考委員会➤D
	選挙管理委員会	➤災害時の通達等により判断
事業 部門	学術部	○機関誌編集委員会➤D ○学会サポート委員会➤C
	教育部	生涯教育委員会➤D
	広報部	○広報委員会➤A ○作業療法推進事業委員会➤D
	渉外部	➤ B
	災害対策委員会	➤ A
	制度対策部	○地域包括ケア委員会➤外部委託はB 研修関係はC ○こども支援委員会➤外部委託はB 研修関係はC ○生活行為向上マネジメント委員会➤C
	特設委員会	○愛知県認知症希望大使とともに委員会➤B ○福祉用具委員会➤C ○運転に関する作業療法委員会➤C ○臨床実習指導者講習会運営委員会➤C
	47都道府県委員会	➤ B
	リハビリテーション関連団体共同事業	➤ C

⑤当座停止にする事業

各事業、関係団体へ活動停止に伴う連絡を行う。各事業再開については、代表理事、業務執行理事(副会長)、事務局長の協議のもと判断する。

⑥支援受援体制の構築(1週間以内)

- ・協会団体との連携(日本OT協会、PT・ST県士会、JRAT等)
- ・誰が連絡をとるか

日本OT協会:事務局、委員

PT・ST県士会:事務局、委員

JRAT:事務局、委員

県士会代表メールアドレスは災害委員・委員長等も確認できるように

⑦避難所等への支援(2週間以内)

- ・依頼を受ける(JRATなど)

・こちらから声掛けをする

7. 事前の対策

①環境整備

次の準備を実施するとともに、1回/年の定期点検を行う。

- (1) 備品、棚の転倒・落下防止装置
- (2) 消火器の設置
- (3) 避難路の確保
- (4) 資金調達、資金積立

②災害用備品の整備

災害時の救助、応急処置等のため次の備品を準備し、事務所内に保管しておくとともに、1回/年の点検を実施し、必要に応じ更新する。

- (1) 応急手当物品: 救急箱、毛布
- (2) 救急作業物品: 懐中電灯、LED ランタン
- (3) 情報収集伝達物品: ラジオ
- (4) 生活必需品の常備及び更新: 食料品等を 5 人分、3 日間分備蓄するとともに適宜更新する。

③緊急連絡体制の整備

- ・非常緊急時用の理事・役員用
 - ・事務職員の安否確認用
 - ・士会員の安否確認用(兼支援受援体制構築用)
- 理事・役員の連絡網

非常災害用の情報集約ルート⇒士会員が自身で登録するフォームやアドレスを設定

・愛知JRAT連絡先

【メールアドレス】

aichijrat@gmail.com

【電話番号】

事務局長 中橋亮平 052-461-3132(鵜飼リハ代表番号 内線5024中橋宛)

事務局長補佐 塚田晋太郎 0532-54-9589(直通)

④情報のバックアップ

データ保存(クラウド、事務局)

⑤教育・訓練

- (1) 災害対策に関する研修・講習会を開催し、会員に災害に対する啓発活動を行う。
- (2) 災害発生時の迅速かつ的確な応急・復旧対策を期するために役員向けの本部運営訓練を行う。
- (3) 緊急時の安否確認のための連絡網が機能するように伝達訓練を行う。

8. 初動対応

県士会自体の動きは緊急ではないため、発令の前に理事に本BCPを送信する。

9. 災害時の対策

災害発生直後は、職員及び士会員は人命の保護及び二次災害防止に努める。

所属病院・施設の対応を遵守する。

その上で士会活動に参加できる者は可能な限り災害対策本部の活動へ参加する。

災害時における地域社会への貢献活動

直ちに行政・地域社会福祉協議会のもとに連絡員を派遣する。

行政・地域等のニーズを把握、士会運営の状況の実態等を考慮したのち、可能な限り、行政・地域等への貢献を積極的に展開する。

10. BCPの訓練・見直し

研修会や講習会の実施により、明らかな災害対策上の問題点や課題を抽出する。

その中で本計画の改善策を検討し必要に応じ本計画の修正を行う。